

都市公園内行為許可申請の取扱い

都市公園において、次の行為（物品の販売、募金その他これらに類すること、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会・展示会・博覧会その他これらに類する催し）を行おうとする場合は、津市都市公園条例第3条の規定により、事前に許可申請の手続きをする必要があります。

ただし、行為の内容が、公園利用者や付近住民の迷惑になる恐れがある場合は許可できません。また、許可後であっても、他の利用者と調整しゆすり合って使用してください。

●手続き方法について

・申請書類

都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書（第1号様式）
平面図（必要に応じて都市公園内の使用する場所を明記）
※申請内容によっては、その他の書類を求める場合があります。

・申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに2部提出してください。
※許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒及び切手を申請者でご用意ください。

・申請先

建設部用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階）

・申請日

- 1) 下記①の申請は、使用日の6箇月前（閉庁日の場合はその翌日）から。
- 2) 下記②～⑥の申請は、使用日の4箇月前（閉庁日の場合はその翌日）から。
- 3) 下記①～⑥以外の申請は、使用日の3箇月前（閉庁日の場合はその翌日）から。

- ① 国又は地方公共団体が主催又は共催する行為、地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等による行為
- ② 市の後援を受けたものが行う行為
- ③ 幼稚園、小学校等の学校教育法に規定されている学校が行う行為
- ④ 乳児院、保育所等の児童福祉法に規定されている施設が行う行為
- ⑤ 私立学校法に規定されている学校が行う行為
- ⑥ 地域行事を行うため町内会等が地域の都市公園を使用して行う行為

・標準処理期間

標準的な事務処理期間は、閉庁日を除く5日間です。
※申請内容によっては、事務処理に別途日数を要する場合があります。

●催し、イベントにおける使用について

催し、イベントの開催に際しては、都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書および平面図に加え、企画書（行為の詳細な内容がわかるもの、使用日、使用範囲、占用工作物と行為内容、準備・撤去を含む行程表等）を添付してください。また、行為内容により、都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書に代えて都市公園占用（許可事項変更）許可申請書の手続きが必要となる場合があります。

許可後、使用日までには占有（行為）者の責任において、事前確認（芝生、タイル、樹木、遊具、その他公園施設等）を行い、用地・地籍調査推進課へ報告・協議が必要となります。また、

事後確認についても同様の取り扱いとし、必ず用地・地籍調査推進課へ報告・協議を行ってください。

●独占使用について

次の都市公園において、前ページ①～⑥の場合、独占使用することができます。独占使用とは、興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用することをいいます。使用範囲の維持管理等（清掃、修繕等を含む）については、独占使用者の責任において行って下さい。

また、修繕等の対応が必要な場合は、公園管理者に直ちに報告し、使用者で対応が必要か否かを協議して下さい。

対象公園

津偕楽公園 中勢グリーンパーク お城公園 お城西公園 お城前公園
観音公園 緑の風公園 安濃中央総合公園 前ページ⑥の公園

また、公園の全部又は一部を独占して使用する場合は使用期間については、事前に企画内容等により協議し、決定します。詳細については、用地・地籍調査推進課までお問合せください。

独占使用については、申請日順としますが、同日での申請で使用日時が重複する場合、使用者間での話し合いにて調整することを可とします。調整が着かない場合は抽選とします。抽選は申請間の調整結果後、閉庁日を除く5日間のうちに行います。抽選日を申請者へ連絡し、職員にて抽選を行います。申請者が抽選日に来庁可能な場合は抽選に同席することができます。

独占使用許可後に第三者から使用日が重複する申請については認めません。ただし、独占使用者及び関係機関と協議が整った場合に限り許可することがあります。

また、独占使用許可以前の許可済み行為・占用に対しては、後許可者より連絡し、調整を行うこと。

●その他

- 1) 都市公園を長期間にわたって使用する場合は、事前に協議してください。
- 2) 都市公園内の行為に伴いテントやステージ等の仮設工作物を設置する場合は、都市公園占用許可申請の手続きをしてください（人力で容易に移動できるものは除きます）。
- 3) 都市公園内に電源として利用することができる施設はありませんので、申請者において発電機等を準備してください。
- 4) 都市公園内で催しに伴う花火を行う場合は、消防法に基づく手続きを行い、その許可書の写しを都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書に添付してください。
- 5) 営利を目的とした物品の販売又は出店はできません（フリーマーケット等を含みます）。

ただし、国又は地方公共団体が主催または共催する事業、地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会による催し物、本市が後援する催し物、自治会や町内会（地縁団体）や子供会、老人会等が行う催し物等でその催し物の参加者を対象とした物品の販売や出店についてはこの限りではありません。

また、地縁団体や子供会、老人会等が行う催し物については、地域内の都市公園に限りません。

- 6) 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書（第1号様式）を提出し、変更許可を受けてください。

●連絡先

建設部用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階 電話059-229-3179）

市公園占用許可申請の取扱い

都市公園において、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとする場合や都市公園内行為に伴う仮設工作物を設置する場合は、都市公園法第6条の規定により、事前に許可申請の手続きをする必要があります。

占用許可を受けようとする物件は、次の要件を満たす必要があります。

- ・都市公園法第7条の各号に掲げる工作物その他の物件または施設に該当すること。
 - 1 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
 - 2 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
 - 3 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
 - 4 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
 - 5 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
 - 6 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
 - 7 前各号に掲げるもののほか、都市公園法施行令第12条で定める工作物その他の物件又は施設
- ・次の行為（物品の販売、募金その他これらに類すること、業としての写真又は映画の撮影、興行）は前述6のその他これらに類する催しとする。
- ・都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。
- ・都市公園法施行令で定める技術的基準に適合すること。

●手続き方法について

・申請書類

都市公園占用（許可事項変更）許可申請書（第5号様式）

利用計画図面（占用したい施設の位置を図示した公園の図面、形状、寸法等占用物件の構造がわかるもの）（有料観覧席などの特定の人の利用を制限する場合、有料利用の実態がわかるもの）

※申請内容によっては、その他の書類を求める場合があります。

・申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに2部提出してください。

※許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒及び切手を申請者でご用意ください。

・申請先

建設部用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階）

・申請日

申請は、都市公園内行為許可申請と同じ取り扱いとなります。

ただし、都市公園法第7条の1号から5号、7号に該当する都市公園占用（許可事項変更）許可申請は、随時、受け付けることができます。

・標準処理期間

標準的な事務処理期間は、閉庁日を除く5日間です。

※申請内容によっては、事務処理に別途日数を要する場合があります。

●**独占使用について**

都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合、都市公園内行為許可申請と同じ取り扱いとなります。

●**その他**

- 1) 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、都市公園占用許可（許可事項変更）申請書（第5号様式）を提出し、変更許可を受けてください。
- 2) 都市公園法第7条の1号から5号、7号に該当する占用許可の更新は、許可期限までに行ってください。

●**連絡先**

建設部用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階 電話059-229-3179）

公園施設設置（管理）許可申請の取扱い

都市公園内に公園施設（清掃用倉庫、花壇等）を設置し、又は管理しようとする場合は津市都市公園条例第7条の規定により、事前に許可申請の手続きをする必要があります。

●手続き方法について

・申請書類

公園施設設置（管理）許可申請書（第3号様式）

設計書、仕様書、図面（設置したい施設の位置を図示した図面、形状、寸法等公園施設の構造がわかるもの。）。

・申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、その他必要書類と共に2部提出してください。

※許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒及び切手を申請者でご用意ください。

・申請先

建設部建設整備課 公園整備担当（本庁舎5階）

・標準処理期間

標準的な事務処理期間は、閉庁日を除く5日間です。

※申請内容によっては、事務処理に別途日数を要する場合があります。

●その他

- 1) 公園施設とは、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に掲げる施設をいいます。都市公園を利用するための道具などを保管する倉庫は、設置することはできません。
- 2) 公園施設を管理する場合は、許可番号、管理者名、許可期間を公園施設に明示してください。
- 3) 公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができません。これを更新するときの期間も同様です。
- 4) 公園施設を設置する場合は、津市都市公園条例で定める使用料を納付しなければなりません。ただし、津市都市公園条例第13条の規定に該当する場合は除きます。
- 5) 公園施設の設置に係る工事を完了したときは、都市公園工事完了届（第10号様式）を提出してください。
- 6) 公園施設を設け、又は管理する期間が満了したとき、又は公園施設の管理を廃止したときは、申請者の費用負担により、ただちに都市公園を現状に回復してください。
- 7) 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（第4号様式）を提出し許可を受けてください。

●連絡先

建設部建設整備課 公園整備担当（本庁舎5階 電話059-229-3184）

都市公園使用料減免申請の取扱い

都市公園において、行為や占用、公園施設を設置する場合は、津市都市公園条例第10条の規定により使用料が必要になります。

ただし、次に掲げる使用目的や内容などにより使用料の減免を受ける場合には、都市公園使用料減免申請書（第6号様式）を提出してください。

- ・国又は地方公共団体が、利用するとき。
- ・市が主催又は共催する事業及び市が後援する事業のために利用するとき。
- ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等による事業のために利用するとき。
- ・地縁団体や子供会、老人会、その他営利を目的としない団体が、地域活動の目的で利用するとき。
- ・学校教育法に規定する団体、児童福祉法に規定する団体、私立学校法に規定する学校法人、が学校教育の一環として利用するとき。
- ・子供会、老人会等が、健康増進のためにスポーツを行うために利用するとき。
- ・防災訓練の目的で、利用するとき。

＊利用者から利用料、入場料等を徴収する場合は、使用料の減免を受けることは出来ません。

・申請書類

都市公園使用料減免申請書（第6号様式）

後援の写し（市が後援する事業）

※その他の書類を求める場合があります。

・申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、その他必要書類と共に2部提出してください。

※許可書の郵送を希望する場合は、返信用封筒及び切手を申請者でご用意ください。

・標準処理期間

標準的な事務処理期間は、閉庁日を除く5日間です。

※申請内容によっては、事務処理に別途日数を要する場合があります。

・申請先及び連絡先

都市公園内行為及び都市公園占用に関する場合

建設部用地・地籍調査推進課 調査担当（本庁舎5階 電話059-229-3179）

都市公園施設設置に関する場合

建設部建設整備課 公園整備担当（本庁舎5階 電話059-229-3184）